

2025・6

(議案第27号～議案第30号)

いわき市議会定例会議案

令和7年6月

提 出 議 案

議案第27号	いわき市の議会の議員及び市長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の改正について		5
議案第28号	いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例の改正について		9
議案第29号	いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種 類及び基準を定める条例等の改正について		13
議案第30号	令和7年度いわき市一般会計補正予算（第2号）		（別紙）

議案第27号

いわき市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の改正について

いわき市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

いわき市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第28号

いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の改正について

いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
41年いわき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「当該職務執行の日。」を「当該職務執行の日から同日
が属する月の翌月末日までの間にある日」に改め、ただし書を削る。

別表中

選 挙 長	日 額 10,800
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 12,800
期日前投票所の投票管理者	日 額 11,300
開 票 管 理 者	日 額 10,800
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 10,900
期日前投票所の投票立会人	日 額 9,600
開票立会人及び選挙立会人	日 額 8,900

」を

選 挙 長	日 額 12,200
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 14,500
期日前投票所の投票管理者	日 額 12,800
開 票 管 理 者	日 額 12,200
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 12,400
期日前投票所の投票立会人	日 額 10,900
開票立会人及び選挙立会人	日 額 10,100

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例等の改正について

いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

- (1) いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年いわき市条例第22号）第16条第3項第1号
- (2) いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年いわき市条例第60号）第17条第3項第1号
- (3) いわき市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年いわき市条例第63号）第22条第3項第1号

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。